

議員全員協議会会議録

平成31年3月18日

宮古市議会

平成31年3月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(3月18日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
説明事項(2)	9
説明事項(3)	15
説明事項(4)	19
説明事項(5)	20
閉 会	22

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

平成31年3月18日（月曜日） 午後1時37分

場 所

議事堂 委員会室

○

事 件

〔説明事項〕

- （１）中期財政見通しについて
- （２）宮古市議会会議規則の一部を改正する規則について
- （３）第13回議会報告会について
- （４）議会報告会のあり方について
- （５）その他

出席議員（22名）

1 番 白 石 雅 一 君
3 番 西 村 昭 二 君
5 番 小 島 直 也 君
7 番 熊 坂 伸 子 君
9 番 橋 本 久 夫 君
11 番 佐々木 重 勝 君
13 番 坂 本 悦 夫 君
15 番 竹 花 邦 彦 君
17 番 松 本 尚 美 君
19 番 藤 原 光 昭 君
21 番 工 藤 小 百 合 君

2 番 木 村 誠 君
4 番 畠 山 茂 君
6 番 鳥 居 晋 君
8 番 佐々木 清 明 君
10 番 伊 藤 清 君
12 番 高 橋 秀 正 君
14 番 長 門 孝 則 君
16 番 落 合 久 三 君
18 番 加 藤 俊 郎 君
20 番 田 中 尚 君
22 番 古 舘 章 秀 君

欠席議員（0名）

なし

説明のための出席者

説明事項（1）

総 務 部 長 伊 藤 孝 雄 君
財 政 課 箱 石 剛 君
副 主 幹 兼
財 政 係 長

財 政 課 長 若 江 清 隆 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 菊 地 俊 二
主 査 高 村 学

次 長 松 橋 かおる

開 会

午後1時37分 開会

○議長（古舘章秀君） それでは、お揃いのごさいますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。ただいままでの出席は22名でございます。会議は成立しております。それでは次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 中期財政見通しについて

○議長（古舘章秀君） 説明事項の１、中期財政見通しについてを説明願います。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤孝雄君） はい。それでは、財政見通しにつきましてご説明いたします。今回の財政見通しにつきましては、現時点における今後10年間の見通しといたしまして、通常分と震災対応分に分けて作成しております。内容につきましては、財政課長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（若江清隆君） はい。それでは、総務部長がご説明をいたしましたとおり、中期財政見通しは現時点における今後10年間の見通しとして作成しております。それでは座ってご説明させていただきます。

今回も、通常分と震災対応分に分けて作成しております、１ページ及び２ページが通常分と震災対応分を合わせた見通しでございます。３ページ及び４ページが通常分の見通しでございます。５ページ及び６ページが震災対応分の見通しとなっております。なお、見通しの作成に当たりましては、今後、経済情勢がどのように推移するのか見極めることが困難な状況でございますので、経済情勢が現状で推移するとの前提で算定しております。

また、震災対応分につきましては、市の復興計画期間が平成31年度まででございますので、平成32年度以降の分は通常分に含め復興推進計画に基づき、現時点で見込めるもので算定しております。

それでは、通常分の見通しからご説明をいたしますので、３ページをご覧くださいと思います。なお、平成31年度分につきましては、当初予算案の額を基本として、平成30年度からの繰越事業及び繰越金はないものとして算定しております。

歳入の地方税につきまして、ご説明をいたします。個人市民税の均等割及び所得割につきましては、人口減少等を考慮し、緩やかに減少するものと推計しております。また、国の方針に基づき実施しております、東日本大震災からの復興財源を確保するための臨時措置平成26年度以降500円アップ分でございますが、これが平成35年度で終了する分の減額を見込んでおります。法人市民税のうち均等割につきましては、平成31年度以降、復興工事関係の事業所の減を見込んでおります。また、法人税割につきましても、平成30年度の課税標準の引き下げ、平成31年度の税率の引き下げによる減額見込み、平成33年度以降同額と見込んでおります。

固定資産税のうち土地につきましては、被災住宅用地及び被災代替住宅用地の減免措置等が続きますことから、当分の間税収の回復が見込めないものの、平成32年度以降緩やかな増加を見込んでおります。また、家屋につきましても、平成32年度以降緩やかな増加を見込んでおります。

軽自動車税及びたばこ税につきましては、平成31年度以降同額と見込んでおります。

入湯税につきましては、平成31年度から平成33年度まで同額とし、平成34年度に人口減を考慮し、一定額を下げ以降同額と見込んでおります。

地方譲与税等でございます。地方譲与税等には地方譲与税のほかに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡

所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金を含んでおります。

地方譲与税のうち、森林環境譲与税につきましては、平成31年度以降段階的に増額を見込み、その他の譲与税につきましては、平成31年度以降同額と見込んでおります。

利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成31年度以降同額としております。

地方消費税交付金につきましては、消費税率が平成31年10月から2.2%に増税となる部分を見込んでおります。なお、増税に伴う駆け込み消費は考慮しておりません。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、廃止の議論はあるものの、税制調査会において引き続き長期的課題として検討するとの結論となりましたことから、平成31年度以降同額と見込んでおります。

自動車取得税交付金につきましては、平成31年度において9月までの6カ月分を見込み、平成32年度以降見込んでおりません。

環境性能割交付金につきましては、平成31年度において10月以降の6カ月分を見込み、平成32年度以降同額と見込んでおります。

地方特例交付金につきましては、平成31年度において幼児教育の無償化に係る子ども・子育て臨時交付金を見込み、その他につきましては、平成32年度以降同額と見込んでおります。

交通安全対策特別交付金につきましては、平成31年度以降同額と見込んでおります。

地方交付税のうち普通交付税につきましては、市町村合併に伴う特例措置の減額分と人口減少を考慮するとともに、平成31年10月からの地方消費税率の増税分を見込んでおります。また、市町村合併に伴う交付税算定の特例期間の終了に伴う段階的な縮減を見込んでおります。一方で、平成の合併により市町村の面積が拡大する等、するなど、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、地方財政計画において平成29年度または32年度に見直しを行った事項について、引き続き段階的に交付税の算定に反映されることとなります。また、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組みとして、トップランナー方式を反映した交付税算定の見直しが引き続き行われます。

特別交付税につきましては、平成32年度は復興交付金事業分を見込み、そのほかは平成32年度以降同額と見込んでおります。

国庫支出金のうち、投資的経費充当分につきましては、総合計画等を基に算定しております。

扶助費充当分につきましては、歳出の見込みと同様に、平成31年度及び平成32年度は、地方消費税交付金の増額を考慮し、一定の増額とし、そのほかの年度は0.3%の伸びと見込んでおります。そのほかにつきましては、平成31年度まで総合計画等により算定し平成32年度以降は同額と見込んでおります。

県支出金のうち、投資的経費充当分につきましては、総合計画等を基に算定しております。

扶助費充当分につきましては、歳出の見込みと同様に、平成31年度及び平成32年度は、地方消費税交付金の増額を考慮し、一定の増額とし、そのほかの年度は0.3%の伸びと見込んでおります。そのほかにつきましては、平成31年度まで総合計画等により算定し、平成32年度以降は通常分に加え、各選挙執行委託費や国勢調査等の臨時的経費を見込んでおります。

繰入金は、高齢化対策基金、地域創造基金等の繰り入れを見込んだほか、市勢振興基金の繰り入れにつきましては、ふるさと寄附金と同額と見込んでおります。

平成32年度以降は復興基金及び教育支援基金の繰り入れを見込んでおります。また、各年度における財源不足額を財政調整基金及び市債管理基金で調整しております。

地方債につきましては、総合計画等を基に算定しております。

臨時財政対策債は平成32年度以降も継続するものとして算定しております。

そのほかの収入には、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金及び諸収入を含んでおります。そのほかの収入のうち、分担金及び負担金につきましては、平成32年度以降同額と見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、通常分のほか、平成32年度以降、災害公営住宅の使用料を見込んでおります。

財産収入につきましては、利子収入の減少を見込み、平成32年度以降同額と見込んでおります。

寄附金につきましては、ふるさと納税分として平成31年度以降、1億8,000万円を見込んでおります。

諸収入につきましては、平成32年度以降、災害援護資金貸付金償還金の収入を見込んでおります。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。義務的経費のうち人件費につきましては、人事担当課の計画に基づき、一定の減額を見込み算定しております。

扶助費につきましては、高齢化の進行や社会福祉サービスの拡大などを考慮し、毎年度0.3%の伸びを見込んでおります。ただし、平成31年度及び平成32年度は、地方消費税交付金の増額を考慮し、一定の増額としております。

公債費につきましては、特定財源の見込まれる災害援護資金貸付金及び災害公営住宅整備に係る分につきまして、平成31年度までは震災対応分に計上し、復興推進計画の終了する平成32年度以降は通常分に計上しております。公債費の算定に当たりましては、今後発行予定分の地方債につきまして、現在の状況を勘案いたしまして、平成31年度までの借入利率を1.0%で、平成32年度から平成34年度までの借入利率を1.3%で、平成35年度以降の借入利率を1.5%で試算しております。償還のピークは平成36年度の見込みでございます。

普通建設事業につきまして、総合計画等を基に算定しております。なお、通常分におきましては、平成32年度以降の災害復旧費は見込んでいないところでございます。

繰出金につきましては、一定の減額を見込み、平成32年度以降同額と見込んでおります。

そのほかの経費につきましては、物件費、維持補修費、補助費、積立金、投資及び出資金、貸付金を含んでおります。その他の経費のうちの物件費につきましては、平成31年10月からの消費税増税分を見込むとともに、公共施設の復旧復興を考慮し、平成31年度までは一定の増額を見込んでおります。加えて、平成32年度には震災対応分から移行する災害公営住宅の管理費や、被災者支援に係る経費等も見込んでおります。また、人口減少や公共施設の再配置等による経費節減分3%を見込むとともに、各選挙費用や国勢調査、固定資産税の評価替え等の臨時的経費を計上して見込んでおります。

維持補修費には予備費も含めておりますが、公共施設の復旧・復興や老朽化等を考慮し、一定の増額を見込んでおります。また、平成32年度には予備費を5,000万円から震災前の2,000万円に戻す減額に加え、震災対応分に係る施設分の増額を見込んでおります。

補助費等につきましては、平成31年度以降、東日本大震災及び平成28年台風第10号に係る生活再建の補助金等の減額を見込むとともに、広域行政組合負担金の増減を加えた額を計上しております。

積立金のうち市債管理基金積立金につきましては、起債償還に充てる漁港整備事業及び下水道整備事業に係る県補助金を基金に積み立てるもので、平成32年度以降、3,000万円を計上しております。また、各年度の剰余

金は財政調整基金に積み立てております。

投資・出資・貸付金につきましては、平成31年度以降同額と見込んでおります。

次に、4ページをお開き願います。財政調整基金及び市債管理基金の残高見込み及び地方債残高見込みは記載のとおりとなっております。地方債残高は、平成28年台風第10号に係る災害復旧事業や小・中学校冷房設備整備事業などの事業に係る借入により平成31年度まで増加しますが、それ以降減少する見込みとなっております。

以上が通常分の財政見通しになりますが、市税収入が震災前の水準に戻っていないことや人口減少等の問題もあることから、今後における財政の見通しに留意するとともに、将来を見据えた行財政運営が必要になるものと考えております。

続きまして5ページをお開き願います。この表は、震災対応分の財政見通しになります。前段でもご説明しましたとおり、市の復興計画期間が平成31年度まででありますことから、平成32年度以降も継続される教育支援金事業等は、平成32年度以降の通常分に計上しております。平成31年度につきましては、基本的に当初予算案の額を基本とし、平成30年度からの繰越事業及び繰越金はないものとして算定しております。

それでは、歳入につきましてご説明いたします。地方交付税のうち特別交付税につきましては、復興交付金事業、災害復旧事業、職員派遣等に係る震災復興特別交付税を見込んでおります。なお、これまで震災対応分として交付された震災復興特別交付税の過大分等につきましては、今後事業の進捗に合わせ精算されるものと見込んでおります。

国庫支出金及び県支出金につきましては、復旧・復興事業の見込みに合わせた歳入を見込んでおります。

繰入金のうち、財政調整基金繰入金につきましては、先ほどご説明いたしました震災復興特別交付税の過大分等の精算のための繰り入れを見込んでおります。

復興基金のうち住宅再建分として交付されました約44億円につきましては、平成31年度には使い切るものと見込んでおります。なお、残り約26億円につきましては、平成32年度以降通常分に移行します。

教育支援基金につきましては、平成32年度以降、通常分に移行し継続されます。

復興交付金基金につきましては、復興推進計画に基づき見込んでおります。

次に、平成30年度の繰越金は、平成29年度からの繰越事業に係る補助金等で、平成31年度以降は見込んでおりません。

次に、地方債につきましては、災害援護資金貸付金、防災行政無線整備事業、津波避難路整備事業等に係る地方債を見込んでおります。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。義務的経費のうち人件費につきましては、派遣職員、任期付職員のほか、被災者支援等に従事する職員の人件費でございます。

扶助費につきましては、教育支援金のほか被災した児童生徒に係る就学援助費を見込んでおります。

公債費につきましては、特定財源が見込まれる災害援護資金貸付金及び災害公営住宅整備事業に係る公債費を計上しております。

普通建設事業及び災害復旧事業につきましては、復興推進計画に基づき計上しております。

繰出金につきましては、公営企業の復旧・復興事業に係る繰出金でございます。

そのほかの経費は、被災者支援事業に係る物件費、利子補給等に係る補助費、災害援護資金に係る貸付金、災害公営住宅に係る維持補修費でございます。

次に、6ページをお開き願います。教育支援基金につきましては、平成32年度以降も通常分で事業が継続さ

れ、ご覧のような残高で推移するものと見込んでおります。

復興基金につきましては、平成32年度以降通常分に移行します。

復興交付金基金の残高は、今後の事業実施により変わっていくものと考えております。

以上、初めにご説明申し上げましたけれども、この資料は総合計画及び復興計画の推進計画に計上された事業等に基づき作成いたしました。現時点における財政見通しですが、今後、事業スケジュールや事業費等が変更になることも予想されますので、そのあたりにつきましては、ローリングの中で調整していくことになります。

このほか、国の震災復興に対する支援の動向等も注視しながら、今後の財政見通しを立てていかなければならないものと考えております。

以上が財政見通しの概要になります。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

松本議員。

○17番（松本尚美君） すいません。1点だけお尋ねしたいです。繰入金の関係なんですけれども、復興基金のうち住宅再建分として国から交付された44億円は31年度で使い切ると。そして残り26億円は平成32年度以降、通常分に移行と。この26億円の使途なんですけれども、これはあくまでもやっぱり復興に関連する事業ということですよね。通常分に移したからといって何でも使えるということではないということですか。主にどういったものに使うやつですか。

○議長（古舘章秀君） 若江財政課長

○財政課長（若江清隆君） はい。住宅再建分につきましては、これは先ほどご説明申し上げましたとおり、国のほうから使途が特定されておりまして、また省令等でも国の復興期間である平成32年度末に所要の措置を講じるというふうに省令に書き込まれております。

今のご質問の部分はそれ以外の部分でございますけれども、この財政見通上、通常分に移行するということでご説明申し上げましたが、これはあくまでも復興基金に積み立てているものでございますので、復興基金の設置条例にございますとおり、あくまでも震災復興の財源とするための基金でございますので、復興関係の事業に充てていくということになります。今後、その基金も復興の進展とともに、最終的にどうしていくかというのは、今後の状況見ながら考えていくことにはなりますが、基金条例としてそういう使途が特定されているところでございます。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） ですから残りの26億円ばかりは、使途が決められていることなんでしょうかということ。国庫を申請して効果促進とか、なんかそう、よくわかんないですけど。あの使途が決められた、じゃどういう内容のものにしか使えないんですかっていう話。どういった事業というかね。

○議長（古舘章秀君） 若江財政課長。

○財政課長（若江清隆君） はい。ここの部分は先ほどご説明したように、あくまでも復興基金にある26億円ですので、基金から取り崩す場合は復興事業に充てる。それで、その場合は先ほどのような住宅再建のためということではなくて、震災復興のためにある程度そういう住まいの再建以外の復興関係の事業に幅広く使えます。どこまで幅広いかっていうのは個別具体の事業ごとに検討しなければならないと思いますが、住まいの再建という極めてピンポイント的な使途ではなくて、もちょっと幅広い震災関係の事業に充てるというところでございます。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） ですから、財政課に聞くのも変なのかもしれない。間違っているのかもしれないけど、広い意図っていうか、範囲っていうか。だからどういう事業だったら可能性があるのかってというのは復興庁なり国から示されてんですかという逆に言えばそういうことですね。例と言うのかな。何でも使えるわけじゃない。でも何かに使える。

○議長（古舘章秀君） 若江財政課長。

○財政課長（若江清隆君） 新年度当初予算でも、予算に関する説明資料にあるように、いろいろ震災対応分でさまざまな事業を行っております。被災者の方のためとか、あるいは、そのほかにも通学の関係ですとか。あとは仮設店舗の関係とか。さまざまなハードからソフトから、そういうものに幅広く使う。まあ、制限はないというか。ある程度幅広く使えと。なかなか具体的には。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 財政のほうでは使い道、事業。どういったものに使えるかっていうのは、正確に押さえてないのかもしれない。まあ今後検討するのかっていうのも、それはそれでわかるんだけど。加えてですね。どういったものに使えるのか。どういった事業であれば可能性があるのか。

これも申請して認められなければ取り崩して事業はできないと思うんですけども。そこがひとつ。それからいつまでなのかっていうことですね。

○議長（古舘章秀君） 一問一答ですので、一つずつ。

若江財政課長。

○財政課長（若江清隆君） ちょっと順番が逆になりますけれども、使途の期限が決まっているというか、一定の制限があるのは、先ほどの住まいの再建分の44億円が、これが期限が省令で書き込まれていますので、ここは平成32年度までというところです。

それ以外のところは、特に期限がない部分でございますし、あとそのほかの部分ではですね、ある程度の復興事業なんですけれども、市の考え方で充てていける部分のお金もございます。さまざま市が独自にこう、いろいろなところから寄附を頂いたお金もございますので、その部分は市がいろいろ考えて充てていくことが出来るということになります。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 国からの紐付きでない部分が寄附とかってあるんですけども。逆に言えば、もっと中身を聞けば、26億円のうち市が独自でもういつでも、どんな事業でも市の判断で使えるよってというのは26億円のうち、一体幾らあるんだという話。国の紐付きというか、そこがわかりますか。26億円全部じゃないんでしょう。

○議長（古舘彰秀君） 若江財政課長。

○財政課長（若江清隆君） はい。26億円のうち国に報告をしていく部分というのは、16億円程でございます。それ以外の部分。10億円の部分は市がさまざまところから寄附等を頂いた部分でございますので、これは市が工夫をしていろいろ充てていくことができるというふうなお金でございます。

○議長（古舘章秀君） ほかにありませんか。

橋本議員。

○9番（橋本久夫君） すいません。一つだけちょっと教えていただきたいんですが。歳入の関係なんですけれど

も、今年度の予算審議の中で、森林環境譲与税というのが新たに加わっているんですが、今後のこれ、31年度以降になるのか。何と言うか、この森林環境譲与税と一緒に決まった、出国税というのがありましたよね。そういうものが、今後歳入の中に。観光関係の整備をするということで、環境譲与税と一緒に決まったはずなんで、31年度に入るのかなという思いをしたんですが。例えばそういう見込みとか、宮古市ではそういうのは、何だっけ、国際観光何とか税ですよ。出国か。その税金の取り扱いっていうか、その見通しはどうなんでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 若江財政課長。

○財政課長（若江清隆君） ただいまの部分につきましては、特に平成31年度の税制改正等でも特に示されておりませんので、地方税かどうかも含めましてその辺はちょっとまだわからないところでございます。

○議長（古舘彰秀君） 橋本議員。

○9番（橋本久夫君） 了解しました。まだ国から何も来ていないと。新聞紙上では非常に大きな税額だということで、各地方では期待を込めているような整備に充てるような計画も出してるようなところもあるので、そういう情報がありましたら、速やかに対応していただければと思っています。

○議長（古舘章秀君） このほかにありませんか。なければこの件はこれで終わります。

説明員は退席願います。

〔説明員退席〕

○

説明事項（２） 宮古市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（古舘章秀君） 次に、説明事項の２、宮古市議会会議規則の一部を改正する規則について、議会運営委員会委員長より説明願います。

橋本議会運営委員会委員長。

○9番（橋本久夫君） それではご説明をしたいと思います。皆様のお手元に資料が行き渡っているかと思います。

まず、宮古市議会会議規則の一部を改正する規則についてでございますけれども、通年議会の実施にあたりまして、市長の定例会招集後に開く会議が規定されていなかった部分を改正するとともに、表決システムを導入するため、改正を行うものであります。では改正内容を説明いたしますので、資料の１の３ページをご覧くださいと思います。

改正についてですが、表の１、表の２に分けて行います。表の１についてですが、第１条で規則の趣旨を規定します。それに伴いまして、第１条の２、第９条４項について所要の改正を行います。第69条につきましては、起立又は挙手等の等について整理をするものでございます。

表の２をご覧くださいと思います。改正前では、第４条で会期、第５条で会議の種類等を規定していましたが、順番を入れ替えまして、改正後では第４条で会議の種類等、第５条で会期を規定します。そして、第４条第１項第１号で定例会が招集された後、初めて開く会議として開会会議を規定いたします。以下の改正部分及び第５条につきましては、条を入れ替えたことによるものです。

それでは１の４ページをご覧くださいと思います。第64条で表決システムによる表決を規定いたします。システムによる表決を基本とし、停電やシステム障害などに対応するため、第４項で議長が必要と認めるときには、起立又は挙手による表決とすることを規定いたします。

次に、１の５ページをご覧ください。附則であります。表の１については公布の日から施行し、表の２につ

いては5月1日から施行するものであります。

以上につきまして、議会運営委員会の発議案として明日の本会議に提出したいと思いますので、皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。一つ目の部分について説明を終わりたいと思います。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

松本議員。

○17番（松本尚美君） 表決システムなんですけれども、これは今のモニターに表示されるということですか。

これは国政でも参議院なんかは反対・賛成だけの数字だけなんですけれども、個々の議員の表決というか、これが表示されるということですか。そこを確認します。

○議長（古舘章秀君） 事務局、高村主査。

○主査（高村 学君） はい。お答えします。数だけでも出ますし、各議員の賛成・反対というものが色分けで表示されるような、どちらも選べる、画面の切り替えができるシステムになっております。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 選択肢があるということですが、両方一緒に表示できれば一番いいかなと思うんですけども。基本的にはやっぱり議員個々のね。傍聴者も当然いますから。もちろん中継もしていますから。今までは起立で数えるとかもあるのかもしれないけども、意思表示がはっきり見える化していたんですけれども。これ、選択肢は分かるんですけども、両方というのは変かな。ならないの。どっちを中心にやるかだね。

○議長（古舘章秀君） 高村主査。

○主査（高村 学君） まず、賛否ボタンを押す場面では各議員の名前が画面に表示されて、賛成か反対か色分けされて表示される状態です。最終的に集計ボタンというのがありまして、集計をとると賛成何票、反対何票というような合計だけ出るような画面に切りかわるような形になります。

○議長（古舘章秀君） このほかありませんか。

落合議員。

○16番（落合久三君） 1の4ページ。第64条第3項。議長が表決の終了を宣告した際に、前項の規定により賛否が明らかでない議員については否とみなす。これはどういう場合があるんでしょう。その前の2項に問題を可とする議員は賛成のボタンを押す。問題を否とする議員は反対のボタンを押す。どちらも押さない人の場合に3項。そういうふうに読んだんですが、そういう意味でいいんでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

9番（橋本久夫君） はい、そのとおりです。参加ボタンですよ。表決に参加するかしないかっていうことで、それによって意思がなんだ、賛成か反対かというのはそこで決めますので。参加ボタンを押してからですね。押していないと、否になるということです。

○議長（古舘章秀君） そのほかになにかご質問はありませんか。なければ、この件について終わります。次の件について。

橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） それでは、次の2の1ページをご覧くださいと思います。議会運営委員会で協議してまいりました政務活動費の広報費の取り扱いについてご説明をいたします。

これは以前、落合議員から議員個人が発行する広報紙等に政党名が入ることについて、検討すべきではないかとの意見がありました。議会運営委員会では他市の状況や使途基準等を確認しながら検討を行いました。結

論とすれば、議員個人が発行する広報紙等に政党名が入ることについては問題ないものと判断したところであります。しかし、本市議会の政務活動費使途基準の申し合わせでは、対象外となる部分等の記載が不足していると思われることから、今回の改正に至ったものであります。

2の3ページをご覧くださいと思います。広報費の欄の右側、ゴシックで書かれ下線が付された部分を追加しようとするものです。対象外の部分については、以前は後援会報等としていたものを、選挙活動、後援会活動、政党活動、私的活動と明示をするものです。

留意事項の1として、広報誌には対象外が入らないものを交付対象とすること。2として、顔写真やイラストを掲載する場合の大きさを定めるもの。3として、広報誌に「この広報は政務活動費により作成しています」と明示することにより、公費により支出していることを明らかにするため、文言を追加しようとするものでございます。

また、資料には記載がありませんが、政務活動による行政視察、研修会参加後の報告書につきましても、領収書と同様にホームページで公開することとしました。政務活動費の精算後、領収書と併せて、平成31年度分から公開するものといたします。

以上が政務活動費使途基準の申し合わせ事項の一部改正につきまして、議長決裁の上4月1日から施行したいと思いますが、皆様のご賛同を賜りますようお願いをいたします。

以上、報告といたします。

○議長（古舘章秀君） この件について何か質問があれば。

田中議員。

○20番（田中 尚君） はい。簡単に伺いますが、議員の身分。これは対外的には、特別公務員と言われておりますけれども、俗称政治家と言われております。ここであえて議員活動と政治活動を区別しておりますけれども、ここはどういうふうな違いがありますか。私は区別のしようがないのではないかと考えております。特に、私どもの場合には、政党公認で市民の皆さんに公約を訴えて市民の支持をいただいて、当選し議員活動も行っております。それは同時に政治活動でもあります。

一方、ほかの議員の皆さん方は、あえて党派名は名乗らないわけですが、その実、例えば冒頭に政党の会費も払って国政選挙になれば、冒頭の政治活動を行う。そういうのが実態だと思うんですね。そういう基において、ここで言う、あえて議員活動と私は議員は政治家だと思っていますから、議員の活動は政治活動だと思っていますから。

従って議員活動と政治活動区分けする。簡単に私の理解から言いますと、例えば議会が招集されて、議会に出席していろいろ質疑を行うのは、それが議会活動だという理解はナンセンスと。私の場合はあえてナンセンスだという思いがありますので、ちょっとここは議運の皆さん、そういう議論をして報告をいただいておりますので、議員活動と政治活動とどう違いますか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） この点については、政務活動費を使う、使わないの点で議論してきたものでございます。ですので、前も後援会等には使えないという前提のもとで、これはお話をしてきました。けれども、議員個人の議員活動する分には政務活動費は認めるというようなことで、今回の改正に加えたものでございます。だから、前の規定でも政党活動ができないとか、そういう規定がございましたので、改めてここでは議員個人として出すものとして。しかし、対象外も明記しますよという形で議論してきたものであります。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○20番（田中 尚君） 私の質問に対する答弁になっておりません。私は議員活動と政党活動と言っております。政治活動とどう違うんですか。議運ではどういう判断をされたんですか。なおかつ、私の場合には、政党の公認で当選して、会派も政党を名乗っております。したがって、365日ある意味、議員活動であり政治活動でもあります。だから、どこで区分けが付くんですかっていうことを聞いております。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） 要するに政党活動の解釈ということでよろしいでしょうか。党籍を有する議員等ですね。なんて言ったらいいでしょうね。同じ党籍の国会議員とか、県議会議員とともに調査活動を行うことは、政党活動ではないというふうに規定では解釈されております。党籍を有する議員が同じ組織の国会議員、県議会議員等から情報収集を行うことも政党活動ではない。党籍を有する議員が所属する政党が主催する調査研究活動を目的とした研修会等に参加することは政党活動ではないということで、解釈はこのように認められております。そういった意味で使途基準をこれに沿って定めていきたいなということで議論してきたわけですが、なかなか説明が難しいかと思いますが、ただ、そこまでは政党活動云々まで深く議論しないままに、この政務活動費のあり方について議論してきたものでございます。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○20番（田中 尚君） 今委員長がお読みになった原稿は何だろうかと思って聞いているんですが。例えば宮古市議会の政務活動費の使途基準という内容で、私は受けとめております。一方、県内では県議会というその県民の代表の県議会もございまして。今回、宮古市議会議員連合会運営委員会が改めて使途基準をこういうふうに決めようと思った、そのよりどころはですね。これは例えば、全国市議会議長会の一種のいわば基準に基づいての具体化なのか。あるいは、宮古市独自の宮古市議会議員の議会運営委員の皆さん方の独自の価値判断で決めようとするものなのか。どちらでしょう。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） 一応他市町村の状況を参考にしながら、判断しながら、加えたものっていうふうに理解いただきたいと思います。

○議長（古舘章秀君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） ですから、さっき橋本委員長がお読みいただいた文書を見てもですね、何を言っているかさっぱりわからない。要するに政党活動と議員活動と政治活動。つまり三つの用語が使い分けられているわけですよ。私が言っているのは、政党公認で出てきた議員は、議員活動であり政治活動であり政党活動でしょ。何で仕分けるんですかっていうことを聞いているので。それに対して読んだ文章は、その区分けが難しいということを認めている文章に私は聞いたのでね。ちょっとそういった意味ではナンセンスな議論しているなというのが私の意見です。

○議長（古舘章秀君） 意見ですから。はい。そのほかにございませんか。

白石議員。

○1番（白石雅一君） すいません。1点だけお伺いします。

2の3ページのところにあります広報費の②のところにある、広報紙に顔写真及びイラストを掲載する場合という一文ですけれども、これは写真は1個だけしか載せられないとか、一つだけしかイラストを載せられないという表記の仕方ですか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） はい。顔写真については、そういうふうに1個で規定したいと思います。

○議長（古舘章秀君） 白石議員。

○1番（白石雅一君） はい。顔写真については一つだということですが、例えば広報紙に常任委員会活動で閉校式とか開通式とか、そういうのに行ってきましたという活動報告の部分の写真は、それなりの大きさでも大丈夫ということでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） はい。ここで規定したものは、講演会だよりなどのイメージで顔写真をどんと掲載しているような、そういうものとして扱うのではなく、顔写真を使う場合はサイズを規定します。そして、さまざまな委員会活動については、そのとおり写真を掲載しても大丈夫という解釈です。

○議長（古舘章秀君） そのほかに。

落合議員。

○16番（落合久三君） 先ほどの橋本議運委員長の説明のところなんです、私が過去に議運に入ったときの申し合わせというか。例えば、選挙がない年で、議会での取り組み等を伝えるために、宮古民報というのを26年間毎週出していますが。タイトルに宮古民報というのを大きくするか、小さくするかは別に、宮古民報4月号外とかと書いて、日本共産党落合久三議員の、この間の議会での活動を紹介しますとか、タイトルはどうでもいいんですが、日本共産党という名前の入ったチラシは広報費には含まれないということから始まった議論なんです。それはだめだっていうことでね。1回作ったものを全部ポシャにしたんですよ。そのときの議論、私の意見は、私に限らず当時も公明党の中島さんがいました。それから県議会ではみんな政党名を名乗って当選した人はですよ。日本共産党とか社民党とか。当時は民進党だったかちょっと名前忘れましたが、県議会では我が党の県会議員。社民党の皆さん。伊藤勢至県会議員。みんな所属の会派名を名乗って報告集ってというかチラシを作っているんですよ。

なぜ、宮古ではそれができないんですかということから始まったんです。それで大分長い時間経っていますが、私も端的にお聞きしますが、今後、今日示されたものを基にすると仮定をして、宮古民報というタイトルを入れる、クレジット入れるかどうか別にして、日本共産党の落合市会議員が国保税について、これこれのことを取り上げたっていう云々かんぬん、これはだめですか。いいですか。

○議長（古舘章秀君） 橋本運営委員長。

○9番（橋本久夫君） 宮古民法は、お金はどっから出ているやつでしょうか。要するにそれだと、恐らくは認められないと思います。落合さん個人が出すことに対してであればということで。今回のものを理解してもらうためには、個人が出すもの、政務活動費を使って出すものに対しては、こういうふうに認めますよということなんです。ですから、要するに、その民報のお金は落合さん個人が出しているやつですか。

○議長（古舘章秀君） 落合議員。

○16番（落合久三君） いや、民報を発行しているお金。お金はどっから出ているんですかじゃなくて。田中議員が言ったように、政党名を名乗って審判を受けたわけですから、私の理解は。これは問い合わせもしています。国会ともね。政党名を名乗って当選したものが、政党名を隠すことのほうが問題なんです、私に言わせれば。詐欺行為ですよ、それは。民主主義の原点にかかわると思うので。今橋本さんは、議運委員長は、宮古民報と言ったけど私は二つ言いました。

宮古民報というクレジットを付けるか付けないかっていうのがあるのと、共産党の落合市会議員がって、この政党名をつけるのもだめなんですかという二つのことを聞いたのに対して、橋本議運委員長は宮古民報のことだけ言うから、それちょっと違うと思うよ。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） 最初そういう入り方して大変申しわけございません。落合氏個人が、落合議員が個人が出す分に政党名が入ることは、オーケーでございます。ですから、政党も入れて政務活動費の中で出すということは認められますということです。よろしいでしょうか。個人で出す分には構いません。

○議長（古舘章秀君） そのほかにもございませんでしょうか。

○議長（古舘章秀君） なければ、この件については終わります。

宮古市議会会議規則の一部を改正する規則については、特に異論がないようでありますので、明日の本会議では質疑、討論を省略し採決したいと思いますよろしいでしょうか。

はい。落合議員。

○16番（落合久三君） あのね。ちょっとすぐ採決になると思わなかったんで。先ほど田中議員が喋ったこの2の3ページの広報費。右の説明の対象外。選挙活動、これはわかる。講演会活動、これもわかる。政党活動、私的活動。私はこれ何のことかなってというのが、先ほど説明聞いても全くよくわからないんです。ましてや、私的活動になると、何のことを言っているのかというのが、ますますこんがらかったんです。

ここは、ちゃんと書くんだったら、注釈を付けて政治活動とどこが違うのかね。私はこれはかえって混乱を招く表現だと思います。私もこの政党活動と田中議員が言った政治活動というのは、私の中でも同義語、同じ意味のこととして理解するわけね。ところが、そういうことでいいのであれば理解しますが。この私的活動というのは、ますますわからない。これ必要なければ削除したほうがいいんじゃないかって思って聞いたんですが。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） 例えば、皆さんがいろいろ活動している中で、ないとは思いますが、例えばゴルフに行ったとか。議員の親睦会で何かそういうことをやったとか。そういう親睦会的な私的な活動等がもしかすれば入る可能性もなきにしもあらずではないかなということで、そういう判断をそこでさせていただきたいと思って私的活動を加えたものです。

○議長（古舘章秀君） 落合議員。

○16番（落合久三君） いや、それを言うのであれば、政務活動費にそういうことが含まれるかどうかというのは、私はもうゴルフのことは論外だと思うけれども、ここの項目は広報費でしょ。広報費の括りの中に、今言ったような議員同士でゴルフやったとかね、そういうのはだめだっていうのはね、そもそも該当しないんじゃないかっていうふうに思うんですが。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） はい。確かにそのとおりでございますけれども、一応そういうものが入った場合に審査というか、チェックは議運で行かなければならないと思って、一応こういう形で入れさせてもらいました。何が想定されるかちょっとわからないんですけども。いずれ、そういうこともあり得るものとして、やはりここはチェックしていこうということで入れたものであります。

○議長（古舘章秀君） よろしいですか。

先ほどの続きでございますが、明日の本会議につきましては、質疑、討論を省略いたしまして採決したいと思います。

いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） 異議なしといたしまして、明日の本会議では質疑、討論を省略し採決いたします。

○

説明事項（３） 第１３回議会報告会について

○議長（古舘章秀君） 次に、説明事項の３、第13回議会報告会についてを議会運営委員会委員長より説明願います。

○９番（橋本久夫君） 資料３を見ていただきます。説明事項３。一枚ものがあります。これは先般皆様から行っていただきました、第13回議会報告会で出された市行政に対する要望等についての取り扱いの件でございます。

各班から、いろいろ重要課題についてまとめていただきました。それについて市長のほうに提出するための内容について絞らせていただきました。議会報告会についての当局に対する要望等は、既に担当課のほうに回っているところでございますが、皆様から出されたものに対しての議運で集約して３点ほどを市長のほうに挙げさせていただくことといたしました。

裏面の別紙のほうをご覧くださいと思います。議会から要望するものとして、（１）ＪＲ山田線の利用しやすいダイヤの実現について。（２）閉伊川水門整備事業に係る市民説明会の開催について。（３）ラジオ難聴地域、携帯電話の不感地域の解消についての項目。大きな３点を市長要望のほうに出させていただくということで議運のほうではこの三つに絞らせていただいたことを報告したいと思います。

○議長（古舘章秀君） この件について何か質問があれば挙手願います。

はい。松本議員。

○１７番（松本尚美君） ３点に絞ったのは理解するんですけども。課題の強弱っていうか、これはどういう判断で絞ったんですか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○９番（橋本久夫君） おっしゃるとおり、基準としては明確ではないんですが、一点一点について議運のほうで協議させていただきました。

例えば、市町村要望に入っているものとか、既に要望しているものとか、継続的にやっているもの等があったのと、それから、回覧版が回ってこないとか、細かいそういった簡易なものまで含めてさまざま出てきたんで、それをもっと集約した感じで、議会報告会の市民の意見の中で、取り上げていくべき課題として声が上がったものを中心に絞ったということになります。ですので、一応この３点に絞らせていただきました。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○２０番（田中 尚君） ここはオール議会といいますか、議会として市長を通じての実現要望ということで整理した内容の説明をいただいているという理解であります。１と３はいいのかなと思うんですが、問題は２であります。

これは市民説明会を開いて、県が市民の皆さんに納得できる説明ができるのかっていうのが私の理解なんです。なぜそういうことを言うかといいますと、今の事業は全て想定外ということが明らかになっております。私はその一部を一般質問で引用させていただいた記憶があるわけでありまして、事業開始の前提に必要な地質調査が行われておりません。それ全部足りません。つまり残工事であります藤原側の方の閉伊川右岸というのかな。そこについては、調査してみないとわからない。つまりやってないから。したが

って、事業費の説明をしてくれといっても説明のしようがない。いつまでかかるかもわからない。事業費もわからない。これは今県が認識しているだけでなく、いわば日経クロステックも含めてですね、業界誌でも指摘している中身なんです。それだけ厄介な事業だということなんです。沖縄県の辺野古の軟弱地盤の件と1、2を争いますよ、内容的には。

しかも、なぜ河口部に水産加工業者が集中しているかという、ここは地下水の吹き上げる場所なんです。その地下水を全部埋め戻して水門造ってどうなりますか、地下水は。その説明もないですよ。だからやめろと言っているんですよ、私は。以上。

○議長（古舘章秀君） 竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） まず、最初に田中議員のほうから閉伊川水門の点が指摘されました。実はこれは私ども1班が出した項目の一つでございます。議会報告会で市民の方から、要するに事業始めるときには市民説明会が持たれた。しかしその後、さまざま工期で延長とかコストが非常に高くなっている。こういったところに一切市民に対して説明会が行われてない。ついては、ぜひ市議会から市を通して県が説明会を開いて、住民が納得できるような、そういった説明会を開いてほしいと、こういう要望がありました。これは私ども1班として重く受けとめるべき課題だなと。それはさまざま住民間でいろんな課題があるかもしれませんが、いずれにしても県事業だということで、宮古市民にそういう説明が行われていないというのはどうなのだという趣旨でございましたので、挙げさせていただいたということです。内容はともかく、そういうことだということでご理解をいただきたいというふうに思います。

そこですね、1班のほうはもう1項目出していた課題があります。それは、重茂の、逆に言うと山田大沢に向かつての既存の道路整備を急いでほしい。そういう部分もつけ加えて要望を出しましたが、ここもぜひ重要課題として受けとめるべきではないか。これは何かと言うと、要するに、県への市町村要望に入っていないものです。だから、さっき言った県への市町村要望に入っていたものではないという確認をして私どもは出したんですが。そういうことです。県への市町村要望には入っていないです。市町村要望に入っているのは、今の計画区間を急げということで、指摘をされているのは、外れている道路整備なんです。そういう意味なので、もしかして勘違いをして、外しているのではないかと。さっきの橋本委員長の説明を聞いてですよ。だから、ちょっとそういう受けとめをしているのかなというふうに私ちょっと気になったものですから。改めてここを外した理由は为什么呢。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長から説明させていただきます。

○9番（橋本久夫君） 確かにおっしゃるとおり、復興計画は熊野平までということだったんですよ。

〔マイク未使用のため録音されていません〕

○9番（橋本久夫君） それで、私たちの解釈は重茂半島線は重要な道路、全体として重要な道路ということで市町村要望に入っているという解釈で、今回の項目は重複しているという意識の中で、あえてここに入れなかったものでした。

○議長（古舘章秀君） 竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） 去年の市町村要望を見れば復興支援道路として、早期進捗を図れというのが県への宮古市の市町村要望です。重茂の会場で住民の方が言われたのは、そうではなくて、その復興支援道路に含まれていないところも含めて整備していただけないかという要望内容なんです。だから、そこは私も確認して班の皆さんにも説明しましたが、いわば市町村要望に入っていないという受けとめで。入っていれば私どもも、それは、

要望が終わっていますから、ここは別に挙げなくていいだろうと。市町村要望に入っていないということの捉え方なので、ここは引き続き重要課題として受けとめてほしいという要望を挙げたということでございます。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） はい。了解いたしました。これは新たに加えるよう議運で検討させていただきます。

○議長（古舘章秀君） 竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） その点については、ひとつよろしくをお願いします。

問題はこれからの部分。去年の議会運営委員会でこういう形にした。問題は私ども1班が問題にしているのは、これからの議会報告会のときに、どういうルールづくりをしながら、全体としてきちっと認識をしていくかという意味を含めて提起させていただいたものでございます。だとすれば、今後の議会報告会においても、各班でこういった重要課題だというふうに受けとめをしたものは、議運に挙げると。今後の取り扱い、ルール等も含めて説明をしないと、また、いろいろと取り扱いに差が生まれてくる。ですから、今回はこういう処理をしますという報告でいいんですが、これからの議会報告会は、じゃあどうするの。議会報告会が終わった後、各班でそういう課題認識を含めて、議運に挙げていきたいと思いますということを含めた提起なのかどうなのか。ここをしっかりと説明してもらわないと、私はうまくないのではないかなというふうに思っています。この点はどうなんでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） この形式については、今のようにルールづくりはしなければならないと思うんですが、過去においても市行政に対する要望書等は毎年出されております。前回は前川議長のもとでやはり6項目くらいですか。そういったものが出された経緯もあるようでございます。そこを見ながら、ただちょっと曖昧な部分があるので、今おっしゃったようにどうするんだというルール等は決めなければならないのかなと思っております。でも、前回までも議会報告会の概要については、山本市長あてに文書が出されておりました。ですので、その辺はちょっとまた深く検討していきたいなと思います。

○議長（古舘章秀君） そのほかにございせんか。なければ、この件はこれで終わります。

次にその他ですが、皆様から何かございせんか。

落合議員。

○16番（落合久三君） さっき、議長が何となく非常に急いで決めたんでね。何かまた手を挙げるのが悪いかなと思ったんですが。

先ほどの政務活動費のことで。議長の最後のまとめ。今日の全協で確認したものとして、明日の本会議に提案します。ご異議ございせんかと言いませんでしたっけ。

〔「それは会議規則の一部改正」と呼ぶ者あり〕

○16番（落合久三君） ああ、そうですか。それならいいですが。それで、何かその他で喋って非常に本当申しわけないですが、政務活動費の、いや、これでご異議ございせんかといって、もう一回手を挙げればよかったのかもしれませんが。この基本的事項の中の、この政務活動費基準の申し合わせ事項の基本的事項。正にここが基本なんですよ。ここの2行目に議員としての調査研究その他の活動に資する経費であるで止めればいいのに、政治活動に類する経費は対象外となるとね。私はやっぱり納得できないですね。私はこういう非常に曖昧なというか、どうにでもとれるような表現であれば私は反対です。というのは、私の理解は全員協議会でやる案件は、基本的に全会一致が最も望ましいというふうな理解のもとで発言しておりますので。この文言については、

ちょっとこのままでは私は納得できない。賛成できない。

〔多言する者あり〕

○16番（落合久三君） いやいや基本的事項。最初の2行目。政治活動に類する経費は対象外とこう書くとな、どうも二番煎じのような気がして。

○議長（古舘章秀君） 議会運営委員長より答弁させます。

○9番（橋本久夫君） すいません。これは平成19年、25年等の経緯を含めてここまで来ている基本的事項でございますので、今回私どもが加えたものではございません。

○議長（古舘章秀君） 落合議員。

○16番（落合久三君） それは百もわかっています。だって、それがあるから私は意見を言ったんでしょう。当時の議運のときに。だから、そしてこっちの右の広報費のところで、誤解を招かないようにということで親切な意味で、選挙活動、後援会活動、政党活動、私的活動と。ここでもう一回広報費でも念を押しているんですが、やっぱり元になるのは政治活動に類する経費っていうと、どうにでも解釈できるなということで、もうちょっと正確な表現にすべきでないかなと。いや私はね、正確な表現っていう意味は、政治活動でもあるわけだから。私は政治、この文言を外したほうがいいっていうのが私の意見ね。

○議長（古舘章秀君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） ちょっと刺激的な表現しますけれども、高々15万円の政務調査費で、今のような議論すること自体が非常に違和感がありますけれども。それはさて置いて。

問題は、この資料購入費の部分です。落合さんが言ったのでね。私もちょっと愛想を尽かして言う気もなかったんですが、そうであれば言う必要があるなと思っているんですが。つまり、冒頭の議員活動と政治活動。さらには政党活動。そもそも、区分けのつかないものを、あえてそういうことによって、これは該当になる、ならない。なおかつ、委員長が読み上げた部分については、後で私もそのコピーを熟読玩味したいと思うんですけれども。どこの資料なんだということも聞いたわけですよ。

いろんな説があるわけでありますから、最終的には我々議員の判断なんです。なおかつ、落合さんが言うように、やっぱり議会は最終的には合意形成の場ですから。特に全協は。そういった意味では全会一致に持っていくというのは望ましいということを踏まえながら。

ここにありますよね。政党及び政治団体、宗教関係の機関誌はだめですよ。ただし、新しい読者がだめで、今読んでいる赤旗読者については、政務活動費を使えますよというのはね。これも何だかわかりにくい話でね。今後赤旗は、政務活動費を財源に読者を増やすということはやめなさいという中身なんですよ、これは。翻訳しますと。私は逆ですね。例えば、自民党さんの政策もちゃんと勉強する。公明党さんの、社民党さんもそういうスタンスがあって議会制民主主義だろうと思うんですよ。政党政治を考えたら。ただ、地方議会は多少そこは薄まります。地方政治ですから、国会の場じゃないよということもありますので、そこはもちろんわかるんですが。

しかし、実態からいったら財源にしても、さまざまな施策の内容は全部国策依存なんですよ。地方独自でやろうたってなかなか財源がない。工夫しているとは何をやっているかということ、市長が自ら歳費をカットして、事業費の財源をつくることをやっているわけですよ。そういう意味ではね、ちょっとこの、何だろう。理は先ほど最初に私が橋本委員長に聞いた部分。明快な答えがないので、私もこれについては、ご異議ございませんというわけにいかない。議長からは意見ですねって括られましたけども。もちろん意見なんです。結論とすれば、もう全くナンセンスな議論しているなという思いがありますので、あえて賛成か反対かってことになれば

ね、合意形成の場ですから、そこはやっぱり今日の議論を踏まえて、正確な対応をお願いしたいということに尽きます。以上。

○議長（古舘章秀君） 休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○議長（古舘章秀君） 再開します。皆さんに、諮るというよりも、現時点で合意形成がなされないということで、見送るという方向で今後の検討課題にしていきたいと思います。

田中議員。

○20番（田中 尚君） 議長の今のまとめで了解しましたが、なおかつ、私のほうからの注文とすれば、岩手県議会は全国にも知られた議会改革の先進議会だと評価をいただいております。それは何かと言いますと、増田さんが知事のときにこう言ったんですよ。議会の皆さんがだめなら反対したって構いませんよ。当局は困りませんから。議会が否決をしたらば、議会が了解を得られるような次の案を考えます。これがね、原点なんです。

そういった意味では、県議会の政務活動費の使途基準についてもですね、ぜひ今の問題についてはどういう解釈をしているのかということ、あれこれの地方議会の例もそうでありますけれども、我々は、全国に評価をいただいております県議会の政務活動費に対する使途基準も参考にすべきだということをあえて申し上げたいと思います。以上です。

○

説明事項（４） 議会報告会のあり方について

○議長（古舘章秀君） 次に、議会報告会のあり方について、議会運営委員長より説明願います。

○9番（橋本久夫君） はい。続きまして議会報告にあり方ということで、皆様にご報告したいと思いますが、特に手元に資料はございません。

先般の議会報告会を受けて、今後の議会報告のあり方を考えてみようではないかということで、議運で議論がなされました。これまでのあり方でいっても、今回アンケート調査も行いました。約100名ちよっとの方々のお出席。そして年齢層も半数の方が70歳以上の方という結果になっておりました。そういったことを受けて、私ども議運の中では、このままの形で議会報告会をやっているのだろうかということで、さまざまな意見が出されたところでございます。

結果的にこうするとかという段階ではないんですが、例えばこれまでの議会報告会の形に加えて、もう少しターゲットを絞り込んで全員参加による意見交換会型の報告会も開催してはどうかという意見も出されました。それに対しては、例えばターゲットを絞る。女性だけをターゲットに絞った報告会のあり方。それから、高校生とか短大生とかそういった選挙権を持つ若い人たちに対する意見交換型。さらには青年層という方で、そういう区分でターゲットを絞った報告会を行ったらどうだろうかということで、今議論をしているところでございます。報告会は年1回以上ということで定められておりますので、従来の形をいきなり変えるというのも非常に難しいところがあるかと思います。その中学校区でさまざま意見交換を行っていく中で、参加者の意見を聞く機会も設けながら、新たにこういったターゲットを絞った報告会のあり方を持てはどうかという提案でございます。

それを会派の方々に文書でこういうことを議論しておりますが、会派でも議論していただけないかなということで文書を出したところでございます。今の段階ではこういうところでございますが、皆様からさまざまな

あり方についてのご意見等があればいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○20番（田中 尚君） 橋本議運委員長のほうからの議会報告会のあり方についての報告をいただきました。どっかで見た記憶あるんですけど、文書ね。多分みんなに配っていると思うんですけども。それはそれとして、今後の議会報告会の持ち方なんですけれども。

議会報告会の一番大きな課題は、今委員長の報告の中でも触れましたけども、参加者が非常に偏っているということです。私なりに翻訳しますとね。そういった意味では何か今の形でいいのかっていうことでアンケートをとりましたが、なにせアンケートの対象が出席されている方ですから、偏った方を対象にしたアンケートですから、偏った参考資料にしかないということだと思います。したがって、議会報告会も含めてですよ。議会に対する市民の皆さんの意見や要望をどう吸収するかということが一つあるかと思っています。

もう一つは、常任委員会として実は議会基本条例を制定したときにですね。我々の目標は、議会として当局に政策提言していこうと。これが議会基本条例の真髄なんです。そういった意味では、産業建設、教育民生、いろいろありますけども、常任委員会が総務も含めて今3常任委員会なんですけれども、それぞれ所管の事務調査に基づいて、業界と問題についての意見交換をしたりとかっていうことがね。報告会と並行してやれることが望ましいのかな。議会報告会は報告会として、さまざまな試みやアンケートも含めて、私はそれは必要だと思いますけれども。加えて全協ですので、この常任委員会活動のあり方についてもですね。私は目指している方向に照らしてどうなるかなということも改めて全協の場ですので、これを題材にしまして意見を述べさせていただきます。以上です。

○議長（古舘章秀君） 竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） 私ども会派でも議論をさせていただきました。ただ、申し上げておきたいのはやはり、議運の中で整理をしていただいて、会派に意見を聞いてほしいということでもあります。つまり、今議運でこれについて議論していますが会派はどう考えますかではなくて、議運として何をポイントとして議論をして、何が課題と議運では考えるのか。ついては、その課題についてどう考えるかならまだわかるんですよ。ただ、ターゲットを広げたい。これについてどうですかって言われてもですね、何が議論のポイントよくわからない。仮にそうしたいんだけど、そうした場合には、こういうのが課題になるよね。例えばテーマ型でやろうとしているのか、従来の議会報告会の形式でやろうとしているのか。これさえよくわからない。

だから、開催にする場合にどういう論点で議運で議論をして、そして議運では、その議論の中でこういう課題が出てきて、ここは全体で議論をしていこうということであれば、まだわかるんですよ。ぜひそういった意味で、私は議運の中でもう少し課題を整理して、どういう点について会派で意見を申し上げればいいのか。ただ平場でぽつとどう考えますかでは、なかなか議論にならないというふうに思いますので。その点だけはですね、議会運営委員会の皆さんに大変御苦労をかけると思いますが、もう少し議運の中で議論していただいて、課題整理をしていただきたいと。その上で会派に、ここまで議運として整理をしたけれども、ここが今ポイントになっているよ。ここでみんなで合意形成をする必要があるよっていう点をですね、整理をしていただければもっと議論しやすいんじゃないかと。以上、意見だけ申し上げておきたいと思います。

○

説明事項（5） その他

○議長（古舘章秀君） 次に、その他ですが、何かございますか。

田中議員。

○20番(田中 尚君) 明日で議会が終わりますけれども、実は総合計画についての取り扱いについて、会派から意見を求めて、最終的にどうするかという話のままで終わっているようでありますが。今日の全協の場面で、そこは議論になるのかなと思ったら、ちょっとテーマにないんですけども。それは議長、どのように理解したらよろしいでしょうか。

○議長(古舘章秀君) この件については、議会運営委員会では正式に議論しておりませんので、今回出せなかったということでした。

田中議員。

○20番(田中 尚君) 私の発言の意図は、総合計画ですよね。これについて議会のほうの意見を求められておりましたし、なおかつ、事務事業評価に基づく資料をいただいております。そこで私が提起した問題は、議会の中に特別委員会を設置をして、議会としても今後の宮古市の総合計画について、提言をまとめてはどうかっていう話だったんですが。すっぱり抜けているみたいだということでありますので、それはちょっと日程上無理なんです。明日で終わりますからね。そこはちょっと、そのまま実は忘れていましたという感じでは困りますので、議長そこはね、通年議会になっていますので。そのために通年議会に踏み切ったというのがありますので、そこはある意味臨機応変に突発的な状況にも対応していこうという意図でやっていますので、そこは何だろうな。ぜひ議論の場を設けてほしいと思います。

○議長(古舘章秀君) 田中議員の意見については今後検討してまいりたいと思いますので、ご了承願います。

次に、松本議員。

○17番(松本尚美君) 田中議員が総合計画については、特別委員会というポイントだったんですが、私は議決案件として取り扱うべきだということを申し上げたんですね。そのことも併せて議論していただかないと、ということなんですが。確認です。

○議長(古舘章秀君) 橋本議会運営委員長。

○9番(橋本久夫君) はい。確かに松本議員から議決案件ということで出されております。また、田中委員長からは特別委員会ということで、これは2月27日の全協で出されたものでございます。ただし、その後、一般質問や予算委員会等が入って、議運を開ける日程はほとんどございませんでしたので、さっき議長が言ったように改めてここは協議させていただきたいと思います。

○議長(古舘章秀君) 落合委員。

○16番(落合久三君) この場がいいと思うんで、一言だけ少し苦言を。今議会で、各常任委員会で補正だったというような気がするんですが、同じ時間に二つの常任委員会がありましたよね。午前10時から総務と教民だったと思うんですが。そういうふうに組まざるを得なかったのかな。もう最初から傍聴することできない日程の組み方は、やっぱり私はうまくないなと思って見ていました。そういう意味では、そのために、自分の所管外のことであっても、よっぽどのつぴきならない事情があれば別ですが、原則やっぱり傍聴をして、というのが原則だったと思いますので、ぜひ次回から改善をしてもらいたい。それとも何か本当にもうあれ以上の予定の組み方がなかったのか、そうなったんだろうなとは理解してあげたいんですが。結果としてそうならなかったのは、ぜひ改善が必要だと思います。

○議長(古舘章秀君) 田中議員。

○20番(田中 尚君) 実は今日の総括質疑の持ち方でありまして。我々この間の議会の市長に対する総

括質疑の受けとめはですね。一通り予算審議が終わった段階で、いわばその議論をもとにして、市長の政策判断を求める内容で、総括にしようということだったんですが、今議会は予算審議が終わらないうちに市長への総括質疑の締め切りが示されました。これもちよっとね、今までにないスケジュールだなと思っておりますので、改善を求めたいと思います。

○議長（古舘章秀君） はい。この二つの案件につきましては、今後、議会運営についての日程について、議会運営委員会で詰めてまいりたいと思います。ご理解のほどお願いいたします。

そのほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

閉 会

○議長（古舘章秀君） ほかになければ、これをもって議員全員協議会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

午後 3時10分 閉会

宮古市議会議長 古 舘 章 秀